

参考資料編

高知市で想定される災害について……………	P.2
被害想定図……………	P.9
津波による建物の被害推定の詳細……………	P.12
復興パターンの詳細（二線堤等）……………	P.14
液状化について……………	P.20
市街地再開発事業について……………	P.22
建築制限及び支援について……………	P.24
現地再建方策及び支援事例について……………	P.26
復興土地区画整理事業について……………	P.27
復興に向けたスケジュール……………	P.29

高知市で想定される災害について～南海トラフ地震と津波

過去の南海地震

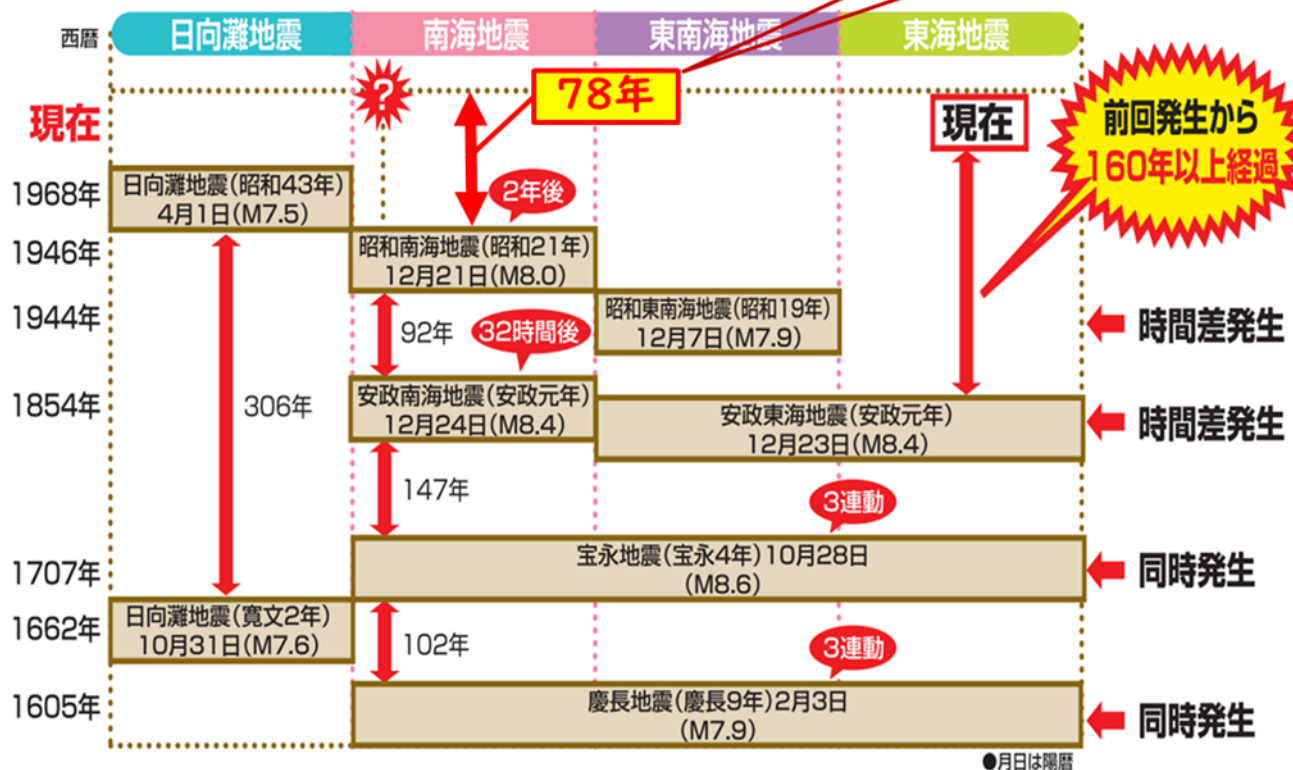


前回の発生から70年以上経過

今後10年以内 30%程度

今後30年以内 80%程度

今後40年以内 90%程度



特徴

- 100年から150年の周期で発生
- 東海、東南海と同時発生や数十時間から数年の時間差で発生
- 通常大きな揺れと津波を伴う

高知市で想定される災害について～復興対策

想定される災害

津波：最大クラス(M9.1)の津波を想定。内陸部1～2 m、沿岸部は2～5 m。

揺れ：震度6から7による被害が想定。

液状化：面的な液状化の恐れがある地域が分布。

土砂崩れ：揺れにより土砂崩れが発生する可能性。

火災：木造密集地域では火災が広がる可能性。

復興対策(面的な被害が生じた場合)

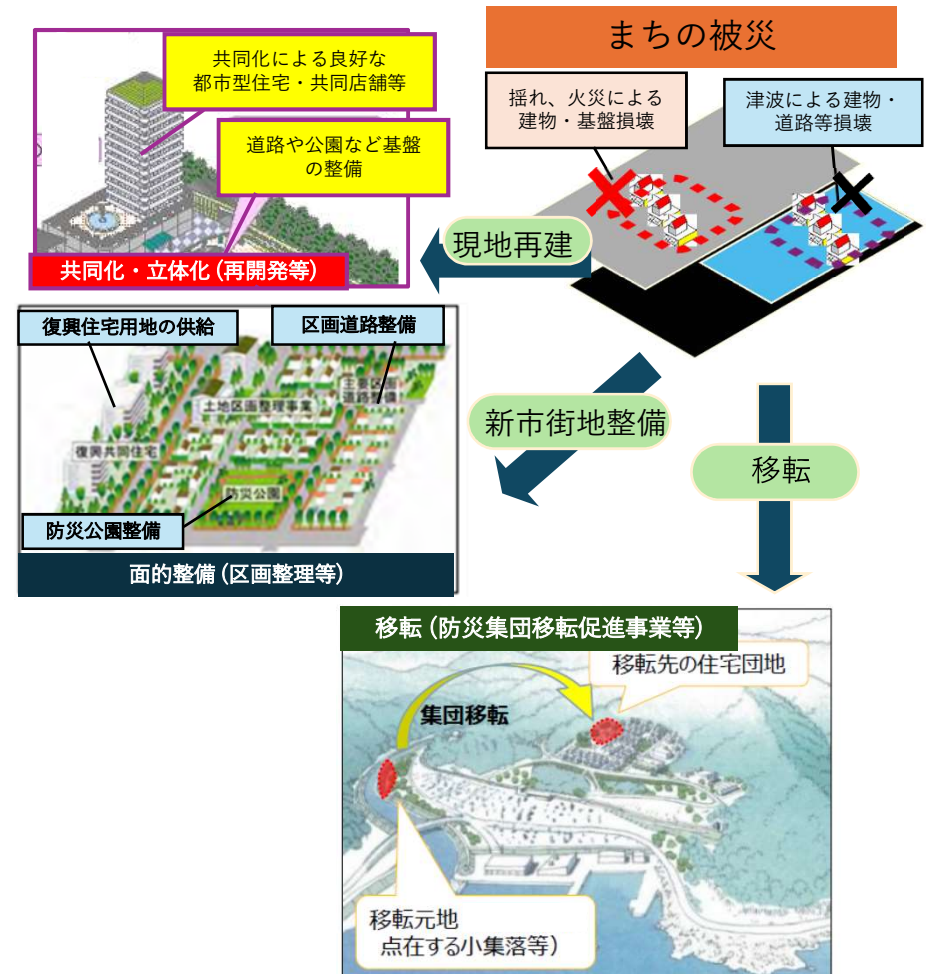
津波浸水深に応じ、地域特性や被害特性をふまえた**復興パターン**【詳細は次頁参照】

原則、現地再建（建物築年代や道路事情に応じ区画整理事業等）

原則、現地再建（被災状況に応じ宅地液状化防止事業等）

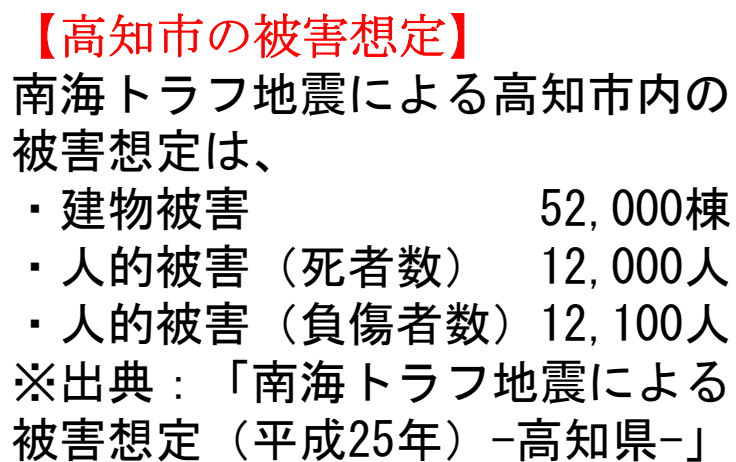
現地再建、被害の恐れが残る場合移転等

現地再建、建物耐火性向上
消防活動円滑化のための道路等基盤の整備



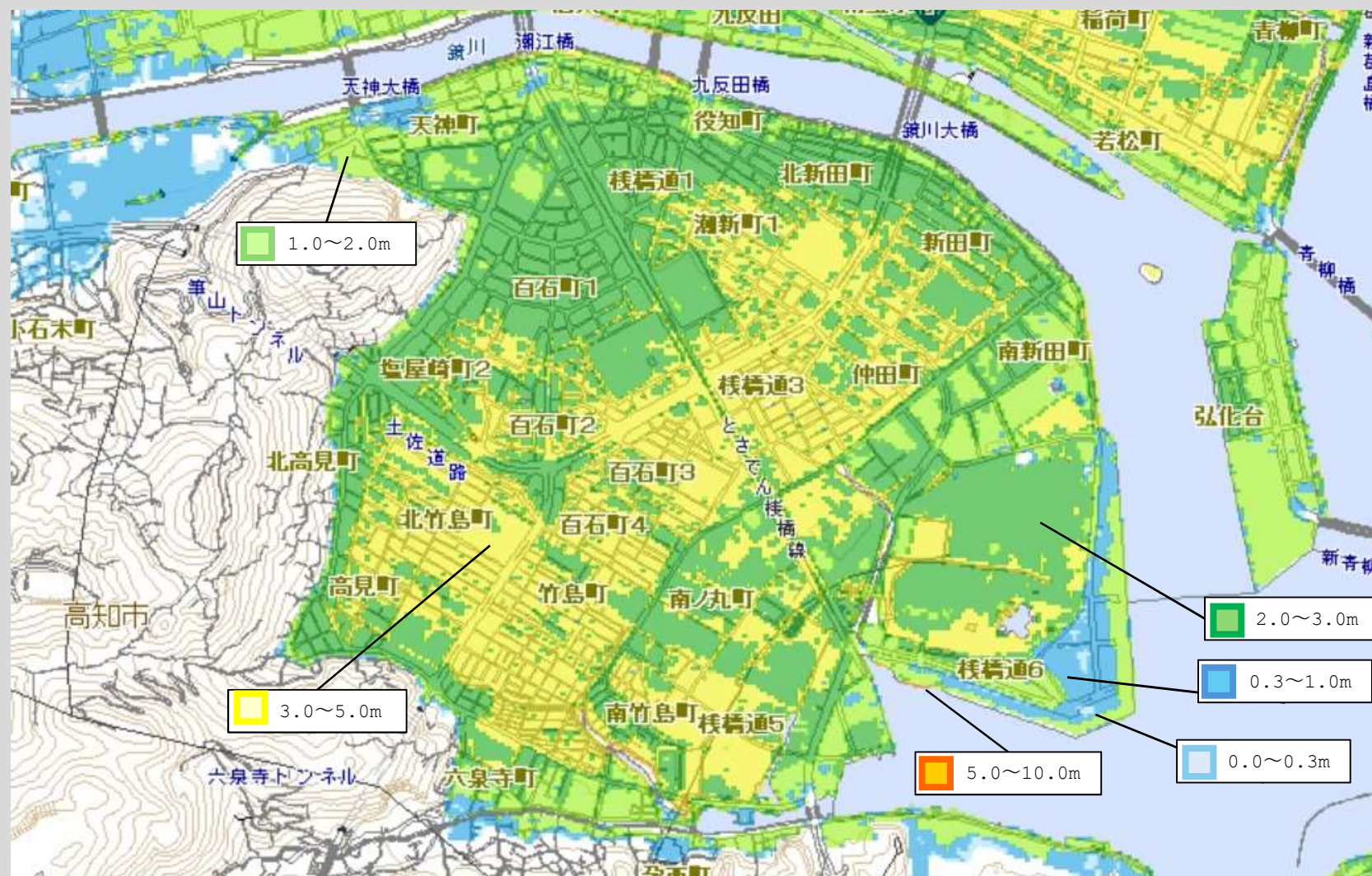
○南海トラフ地震と津波

命を守る（逃げる）行動を考えるために使います。



高知市で想定される災害について～避難のための津波浸水想定(潮江)

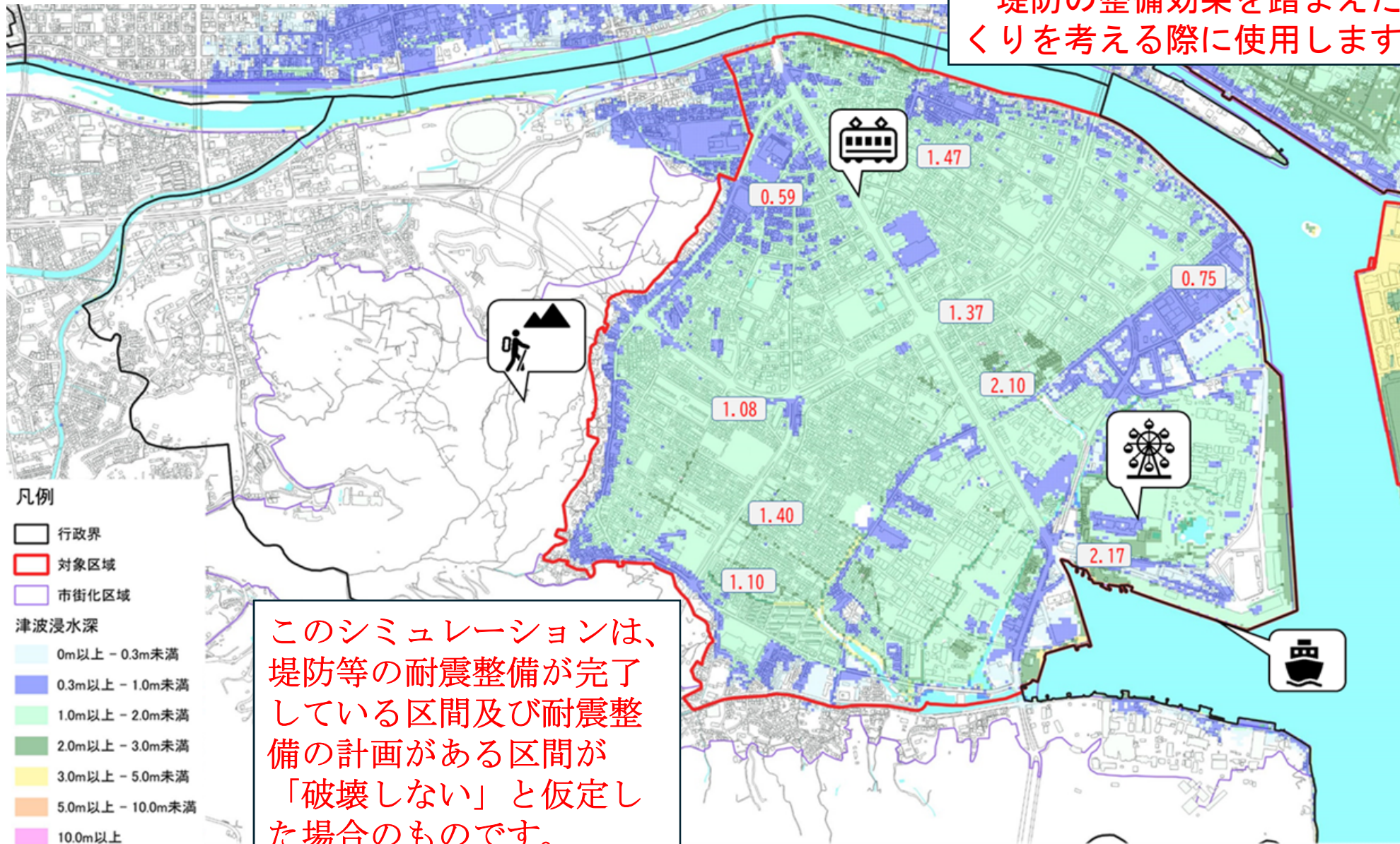
〈従来の津波浸水想定(高知県防災マップ)〉



高知市で想定される災害について～事前復興まちづくりの津波浸水想定

○南海トラフ地震と津波

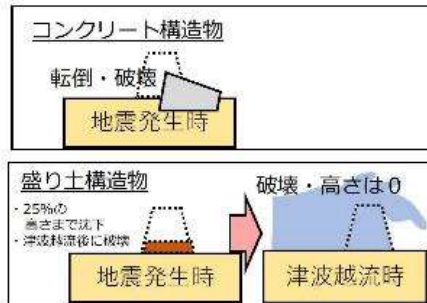
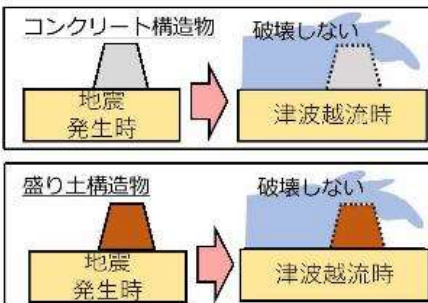
○新しい津波シミュレーション
堤防の整備効果を踏まえたまちづくりを考える際に使用します。



高知市で想定される災害について～最大クラスの津波による浸水想定

○今後発生のある可能性がある最大クラスの津波による浸水想定

【参考】最大クラスの津波による浸水想定のかえ方

考え方	従来の津波ハザードマップ 【H24浸水想定（公表）】	本市が使用する 新しい津波シミュレーション
条件	堤防なし 	堤防あり 

P 3 の想定は、津波で堤防などが破壊される想定で浸水を予測したものです。
これは、命を守る（逃げる）行動を考えるために使います。

P 5 の想定は、津波で堤防などが壊れない想定でのシミュレーションです。
堤防の整備効果を踏まえたまちづくりを考えるために使います。

高知市で想定される災害について～三重防護事業について

【事業の目的】

南海トラフ巨大地震・津波に備えるため、高知港海岸においては、**三重防護**の方針により海岸保全施設を整備することで、地域の安全・安心を確保する。

レベル1:津波の浸入を防ぐ(防災)
レベル2:避難時間を稼ぐ(減災)

【事業の概要】

・整備内容：

第1ライン：港湾施設

防波堤(東第一)、防波堤(東第二)、防波堤(南)、
桂浜防波堤

第2ライン：湾口及び海岸保全施設

津波防波堤、水門、陸閘、堤防(改良)、護岸(改良)、
胸壁(改良)、陸閘(改良)

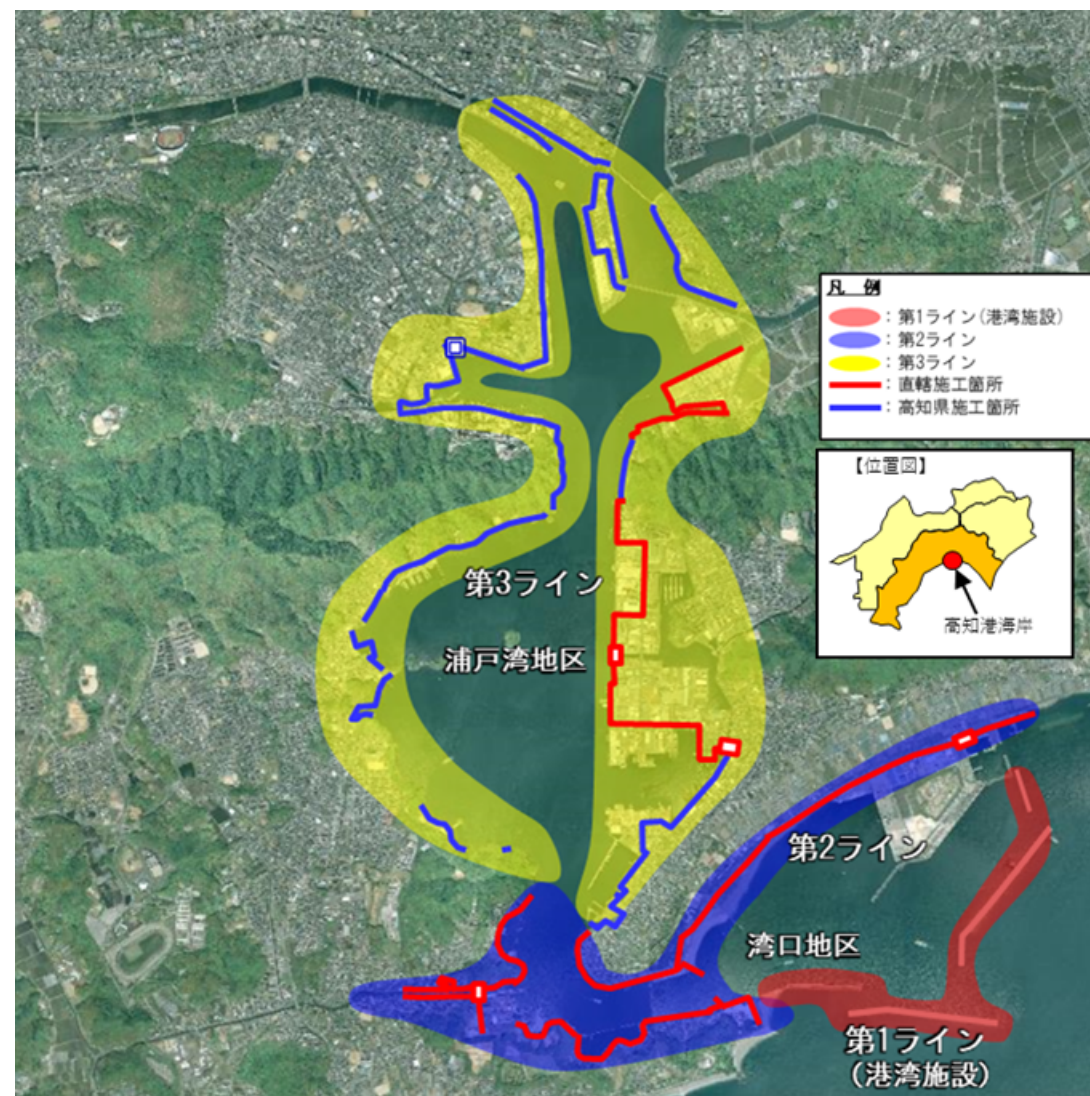
第3ライン：海岸保全施設

水門、堤防(改良)、護岸(改良)、胸壁(改良)、
陸閘(改良)、堤防(改良)

・事業期間：平成28年度～令和13年度

・総事業費：640億円（う、直轄事業は390億円）

※ 総事業費に第1ラインは含まない。



（高知港海岸における三重防護のイメージ）

出典：国土交通省資料を基に高知市作成

被害想定図～土地利用図

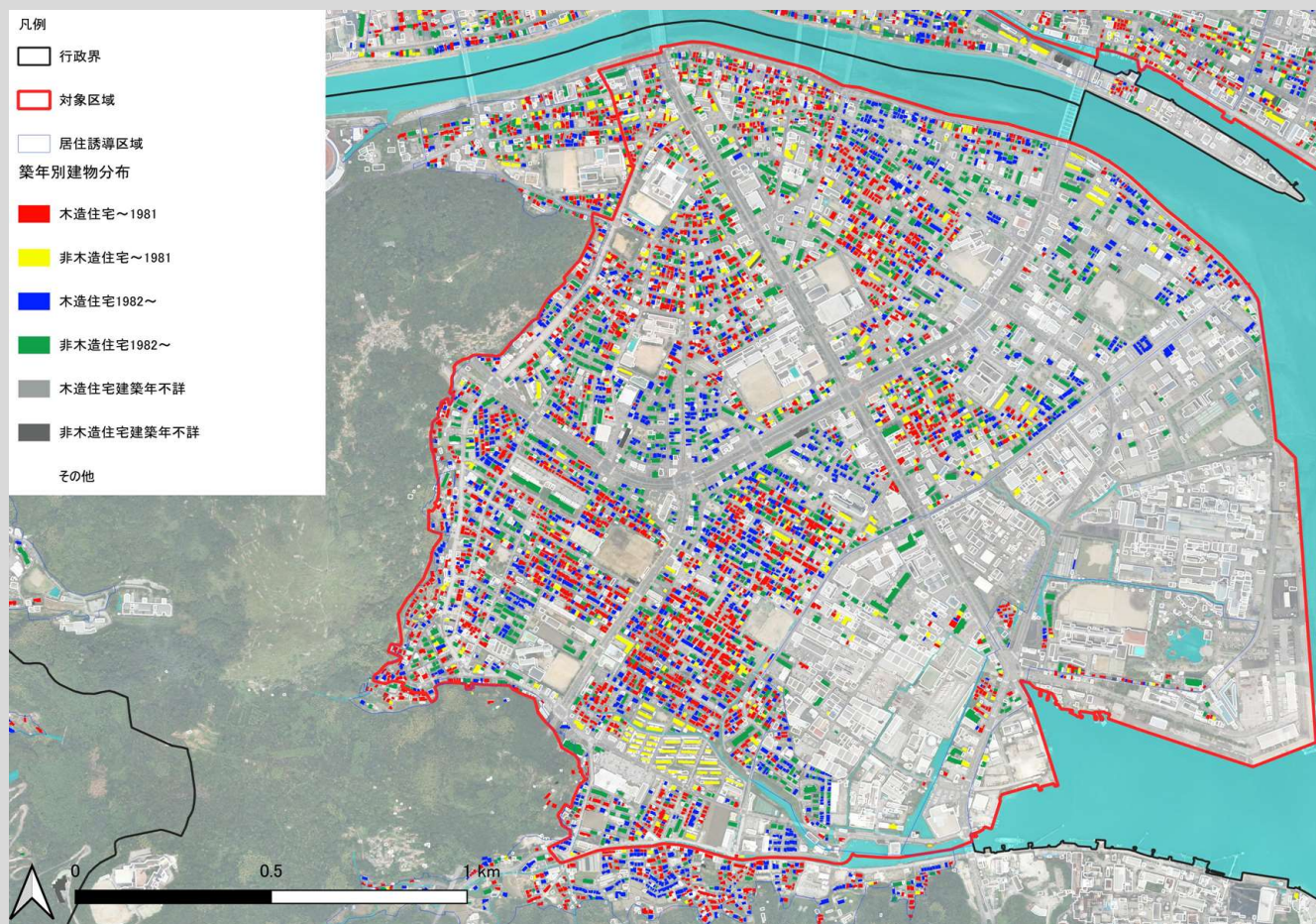
○潮江地区の災害リスク等(土地利用現況及び公共施設配置等)

重ね合わせデータ
 〈土地利用現況及び
 公共施設配置等
 (令和元年都市計画基礎調査
 を補正)〉



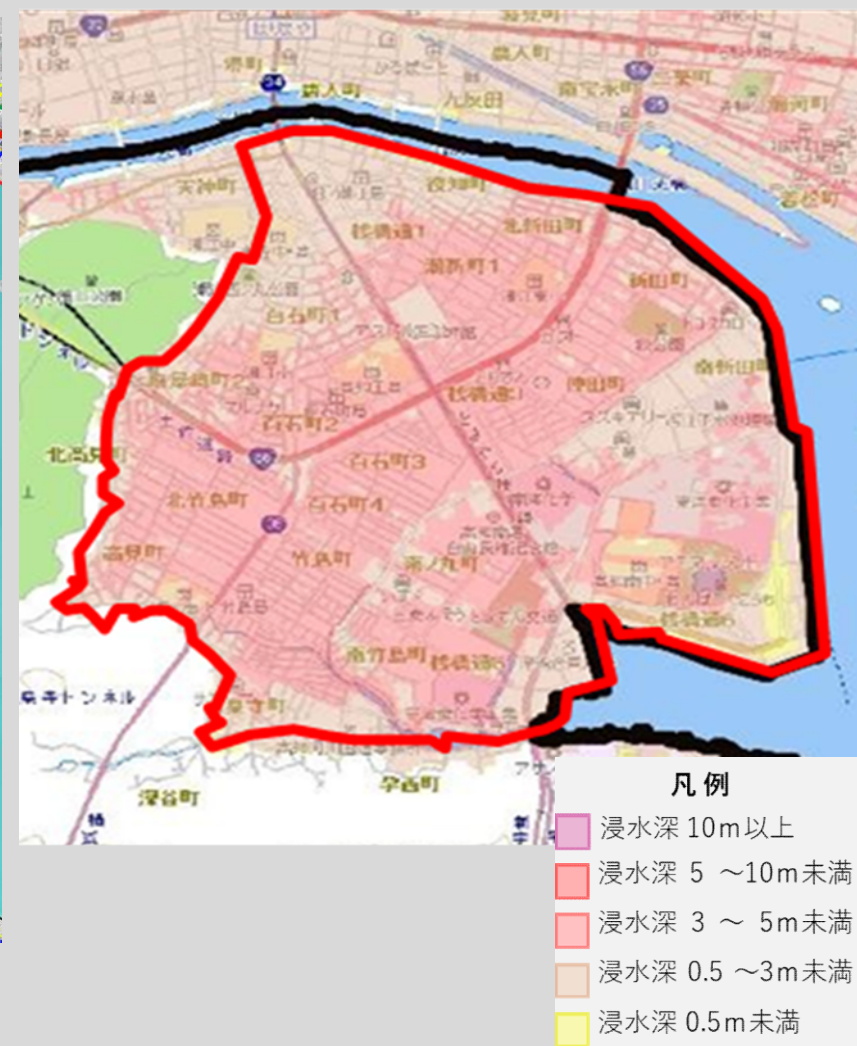
被害想定図～**築年別建物分布図、災害リスク（洪水ハザードマップ）**

〈築年別建物分布図〉



重ね合わせデータ

〈洪水ハザードマップ（高知県防災マップ）〉



被害想定図～災害リスク（土砂災害警戒区域、液状化の危険度）

○潮江地区の災害リスク等（土砂災害警戒区域、液状化の危険度）

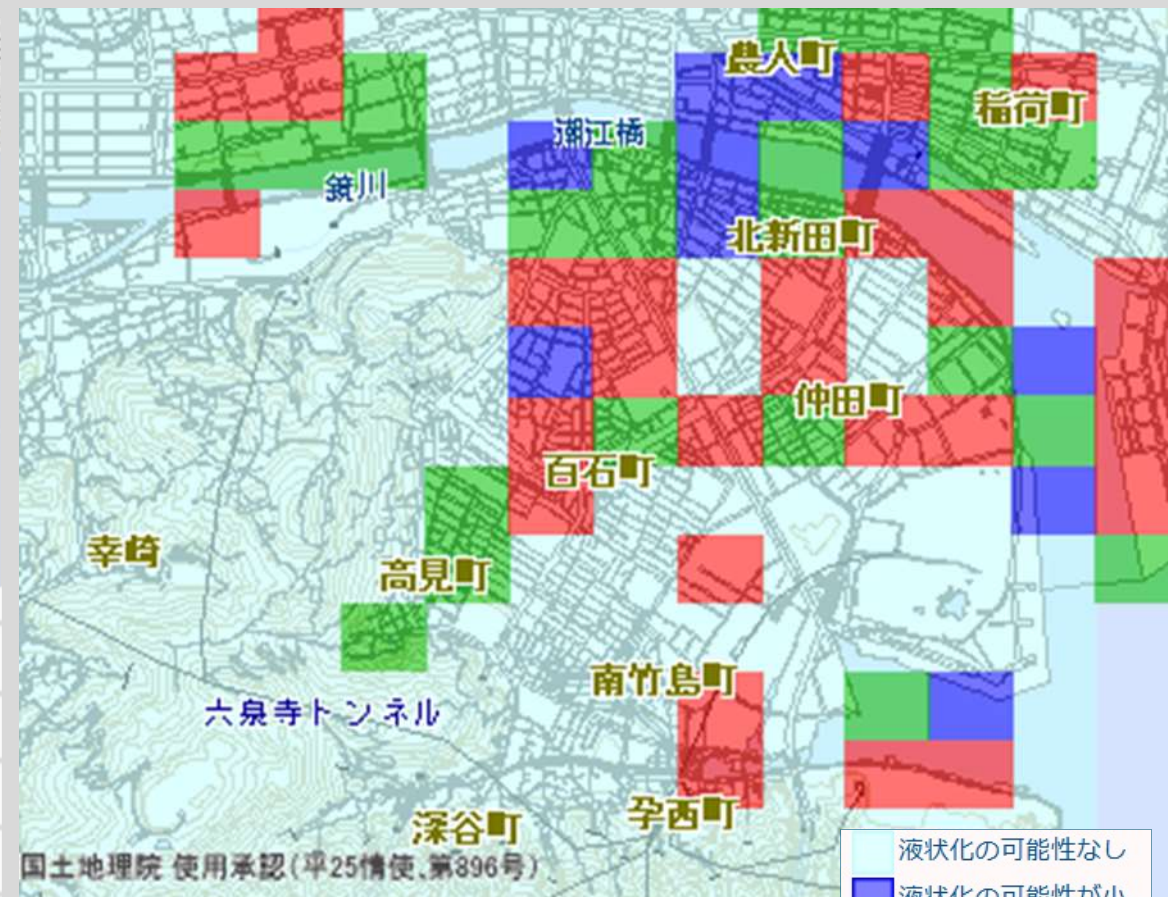
重ね合わせデータ

〈土砂災害警戒区域（高知県防災マップ）〉



- 土砂災害警戒区域（指定済）**
 土石流
 ■警戒区域 ■特別警戒区域
 急傾斜地
 ■警戒区域 ■特別警戒区域
 地すべり
 ■警戒区域 ■特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域（全区域）**
 ■警戒区域 ■特別警戒区域
- 砂防関係指定地**
 ■砂防指定地
 ■急傾斜地崩壊危険区域
 ■地すべり防止区域

〈液状化の危険度状況（高知県防災マップ）〉



- 液状化の可能性なし
 ■液状化の可能性が小
 ■液状化の可能性が中
 ■液状化の可能性が大

津波による建物の被害推定の詳細～考え方

次頁に示す東日本大震災の津波被災現況調査結果（第2次報告）から、個別建物の被害の様相について下表のように設定したものです。

■建物の被害の様相 ※建物の被災区分は東日本大震災の津波被災現況調査結果（第2次報告）による

※東日本大震災の被災データの浸水深区分によるため、浸水深区分について2m「超」「未満」としている。

区分	内容(右下図参照)	図表示区分
×	全壊被害の可能性:(全壊となる浸水可能性が50%以上)	全壊被害の可能性
■(浸水深2m超)※	甚大被害の可能性:(大規模半壊以上となる浸水可能性が概ね80%以上、全壊は概ね50%以上)	甚大被害の可能性(浸水深2m超※)
□(浸水深2m以下)※	大修理の可能性:(大規模半壊以上となる浸水可能性が概ね50%以上、全壊は概ね20%未満)	半壊(大修理)の可能性(浸水深2m以下※)
▲	:半壊家屋想定:(半壊程度の浸水可能性が50%以上)	要修理の可能性
△	:軽被害家屋想定:(一部損壊・被災なしの浸水可能性が50%以上)	軽度被害の可能性
□	浸水なし	

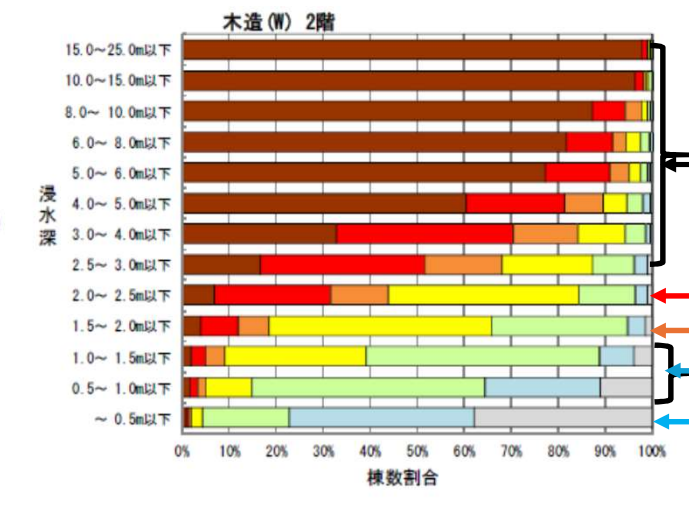
■建物用途・構造・階数別、津波浸水深別被害の様相の設定

建物区分			浸水深									
用途	構造	階数	浸水なし	0.0 ～ 0.5m	0.5 ～ 1.0m	1.0 ～ 1.5m	1.5 ～ 2.0m	2.0 ～ 2.5m	2.5 ～ 3m	3～ 6m	6～ 10m	10m 以上
住宅(専用・併用)	木造	1	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×
		2	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×
		3以上	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×
	非木造 (RC)	1	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×
		2	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×
		3以上	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×
非住宅	木造	1	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×
		2	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×
		3以上	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×
	非木造 (RC)	1	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×
		2	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×
		3以上	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×

■東日本大震災の津波被災現況調査結果（第2次報告）※木造2階建ての場合

凡例

- 全壊(流失)
- 全壊
- 全壊(1階天井以上浸水)
- 大規模半壊
- 半壊(床上浸水)
- 一部損壊(床下浸水)
- 被災なし

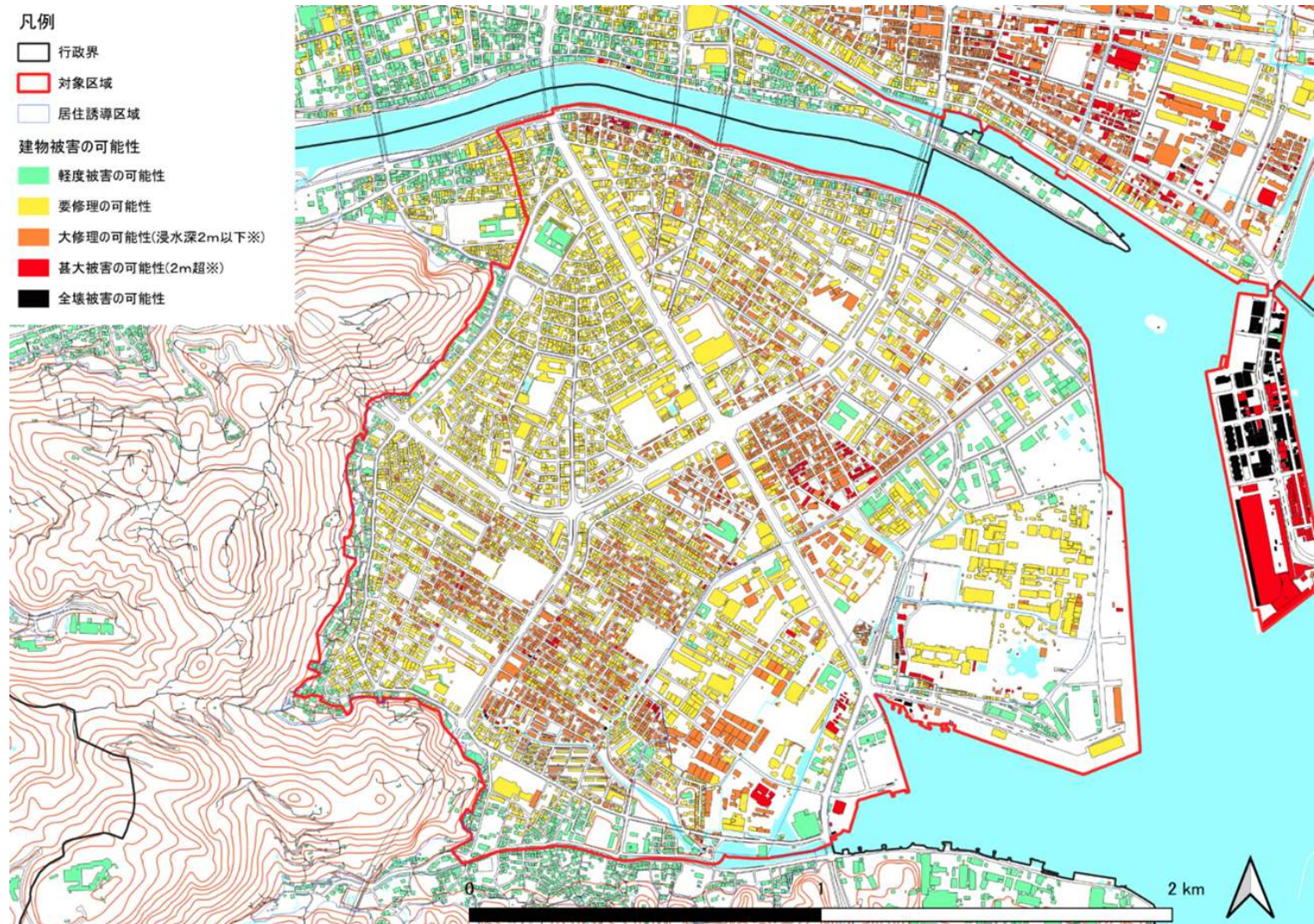


津波による建物の被害推定の詳細～潮江地区の状況

津波浸水による建物被災の想定：浸水深は2m以下がほとんどですが、多くの建物が床上浸水、大規模な修理が必要となる被害を受ける可能性があります。

※1 東日本大震災の被災データの浸水深区分によるため、2m「超」「以下」として判定・表示している。
【ワークショップ資料P15参照】

※2 東日本大震災による被災現況調査結果に基づき、基礎調査による建築物の階数や構造について、津波浸水想定を重ねたものである。

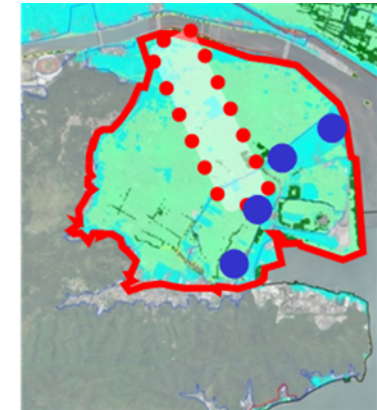


復興パターンの詳細～イメージ縦横断図（第1案）

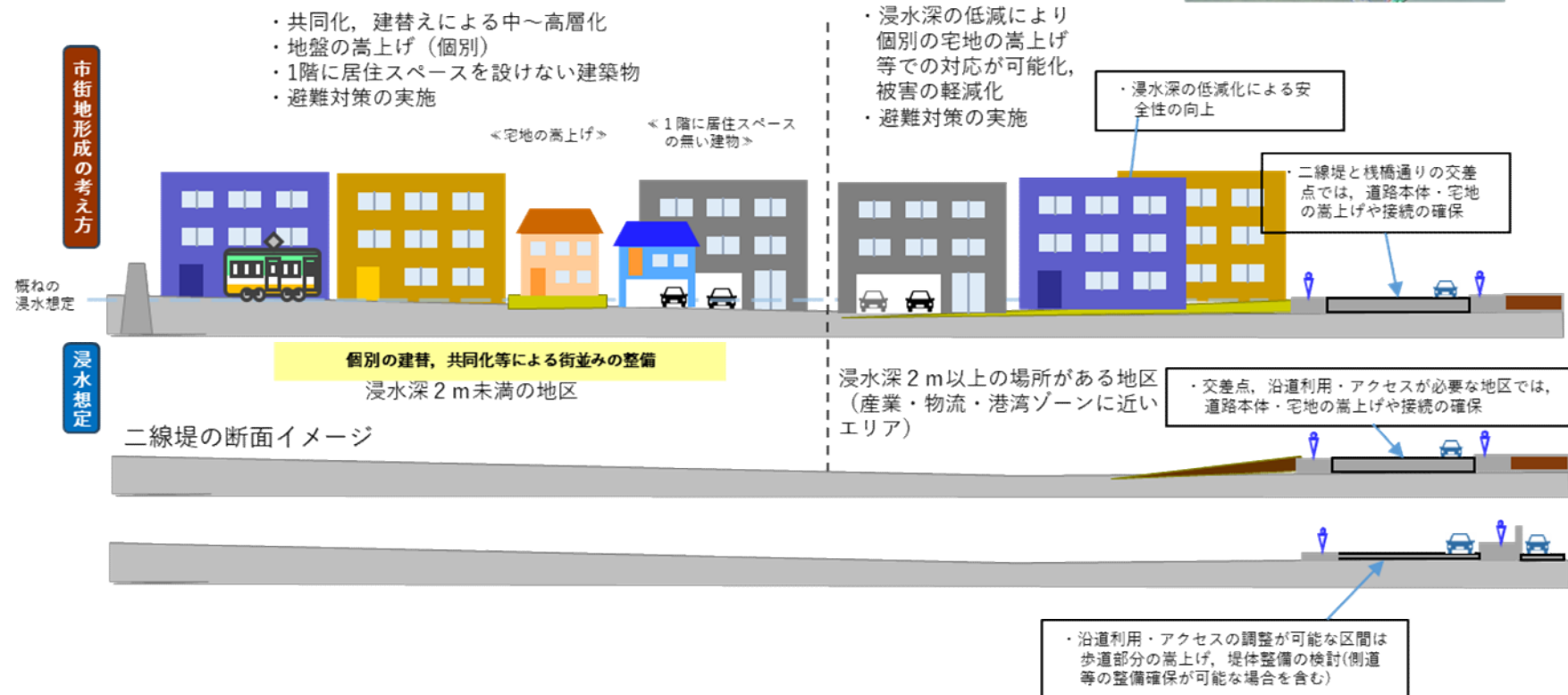
第1案 二線堤形成案

栈橋通周辺のイメージ

- 都市計画道路 潮新町線、新田町萩町一丁目線の嵩上げを中心とした二線堤を形成し、港湾沿岸部を除く市街地の浸水深の低減を図る
- 栈橋通りに面した土地利用需要の高い区画
 - ・商業・業務ゾーンを形成する地区として、共同化や建て替えによる中～高層化の促進
 - ・個別嵩上げや、1階部分の非居住化のルール
- 周辺の住宅等
 - ・個別の宅地の嵩上げや1階部分の非居住化のルール等の検討
- 避難対策の実施

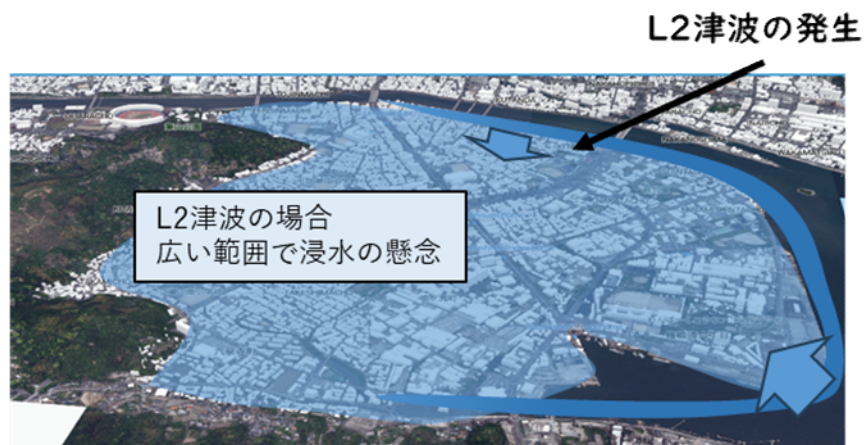


潮江地区

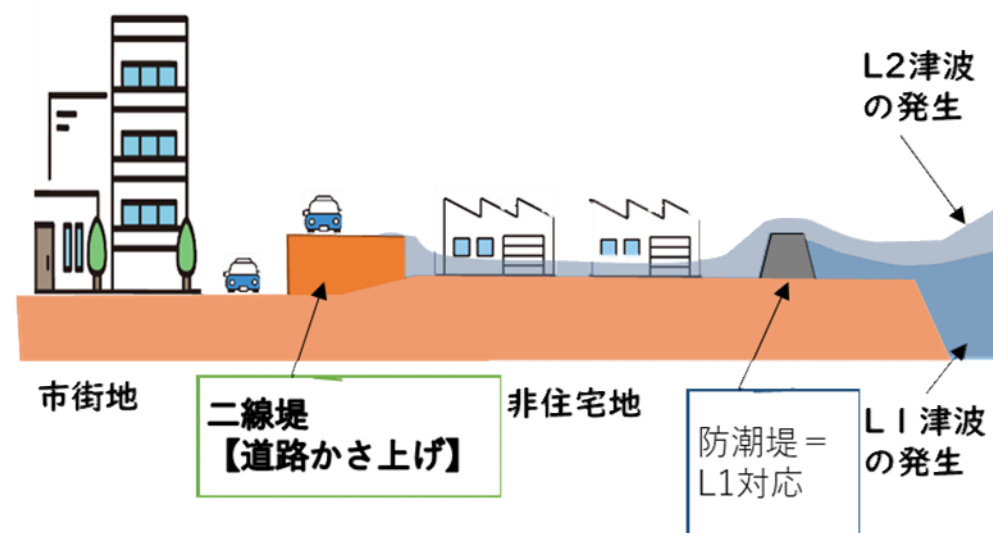
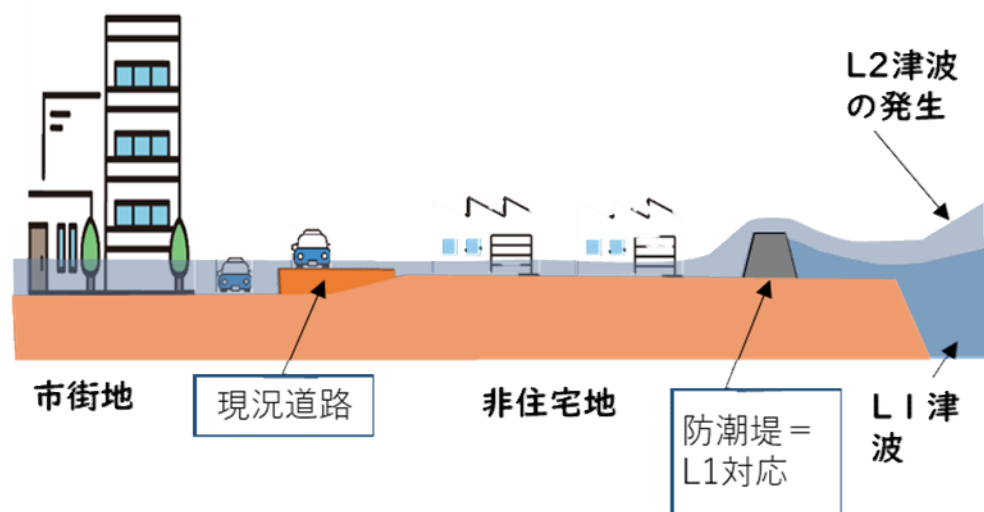
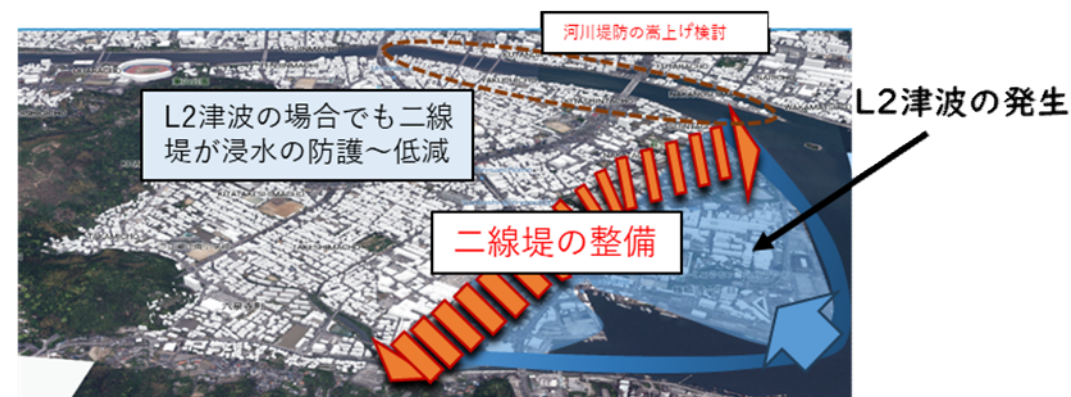


復興パターンの詳細～二線堤形成案のイメージ

津波による被災イメージ



二線堤による復興イメージ

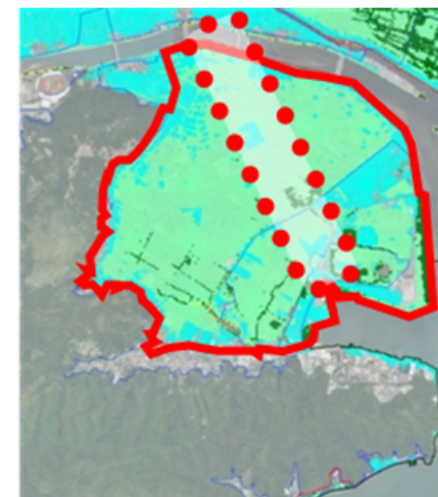


※津波高さや浸水深等はおおよそのイメージを示しています。

第2案 防災拠点形成案

【防災拠点(+居住・賑わい)】

- ・共同化、再開発事業等による高層化
- ・浸水想定以上の高さに避難スペースの確保



市街地形成の考え方

- ・共同化、建替えによる中～高層化
- ・地盤の嵩上げ（個別）
- ・1階に居住スペースを設けない建築物
- ・避難対策の実施

◆宅地の 嵩上げ◆

◀ 1階に居住
スペースの
無い建物 ▶

棧橋通
4丁目
付近

- ・ 個別の宅地の嵩上げ
- ・ 避難対策の実施

概ねの
浸水想定

浸水想定

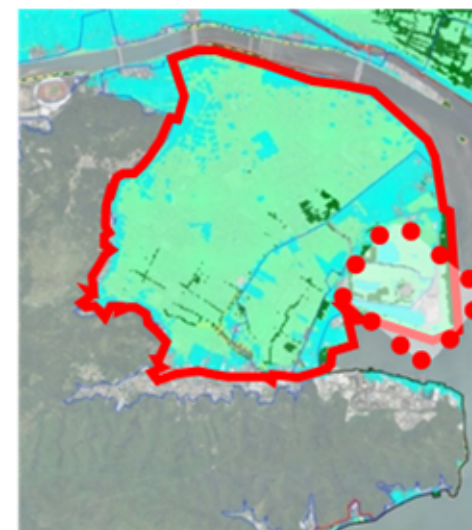
個別の建替、共同化等による街並みの整備

漫水 2 m未満の地区

浸水深2 m以上の場所がある
地区(建物の甚大な被害が想
定される地区)
(産業ゾーンに近いエリア)

漫水 2 m未満の地区

わんぱーくこうち周辺地区のイメージ(各案共通)



- 市街地形成の考え方

- ・良好な市街地環境の形成

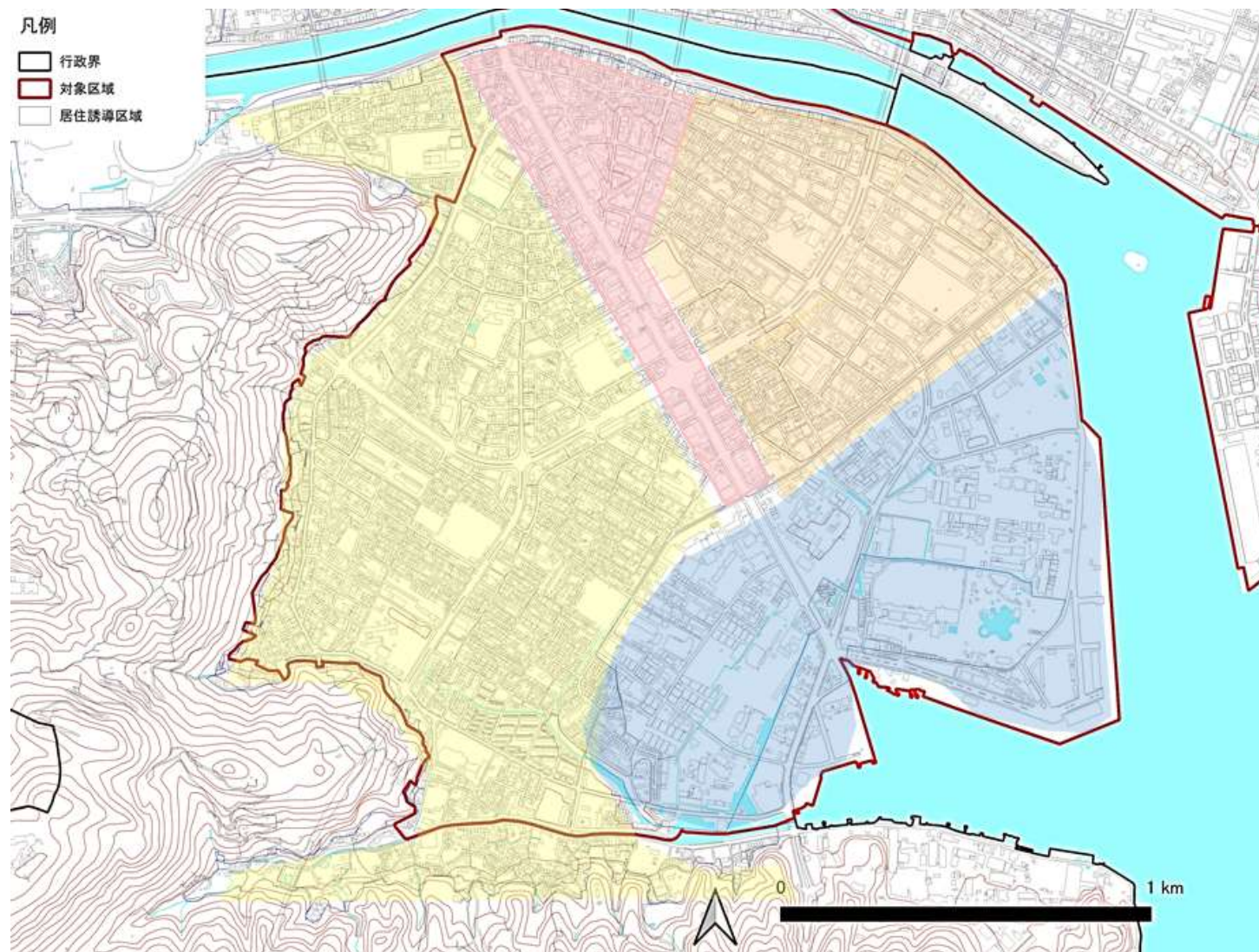
概ねの
浸水想定

浸水想定

浸水深 2 m以上の場所がある地区

漫水 2 m未満の地区

復興パターンの詳細～ゾーニング図（各案共通）



○住宅ゾーン

- ・津波浸水に強い住宅の誘導
- ・インフラ等の迅速な復旧
- ・避難対策の実施

○住宅・複合ゾーン

- ・津波浸水に強い住宅の誘導
- ・インフラ等の迅速な復旧
- ・避難対策の実施

○商業・業務ゾーン

- ・津波浸水に強い建物誘導
- ・避難対策

○産業・物流・港湾ゾーン

- ・現地での再建を基本
- ・複合化など土地利用の再編
- ・避難対策

復興パターンの詳細～主要な復興事業費の比較（概算）

【事業費】

○第1案

②-1：二線堤整備	約11.8ha	約130億円（都市計画道路新田萩町一丁目線から潮新町線）
・土地区画整理事業①②③④	約17.4ha	約170億円
・共同化①②③	約14,100m ²	約130億円
合計		約430億円

○第2案

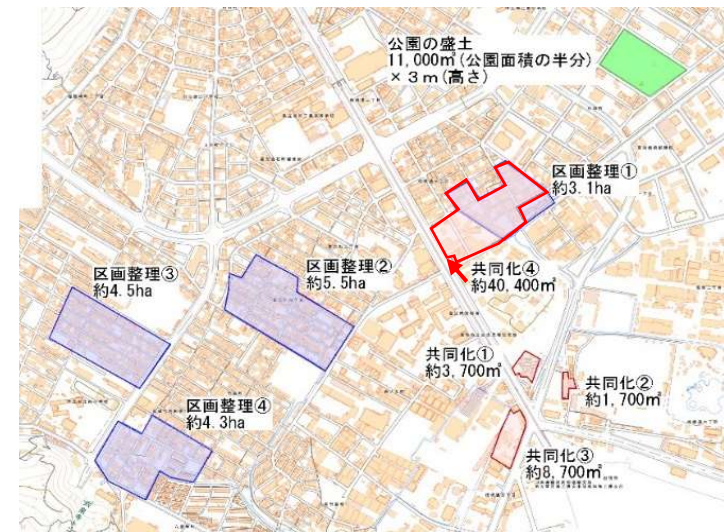
・共同化④	約40,400m ²	約360億円
・公園の盛土	約33,000m ³	約10億円
土地区画整理事業②③④	約14.3ha	約160億円
共同化①②③	約14,100m ²	約130億円
合計		約660億円

【事業期間】

第1案では、既存の幹線道路を大きく整備することや、関係する主体が多くなることで、合意形成や工事スケジュールの調整が多大的になることから、事業期間が長期化することが想定される。

第2案についても、関係者の合意形成等の調整に時間を要することが想定される。

※主要な復興事業の想定区域



※事業費の想定

■土地区画整理事業

○最近の類似事例として（谷山第三地区（鹿児島市）：34.9ha, 38,300百万円→約1,100百万円/ha）より想定した。）

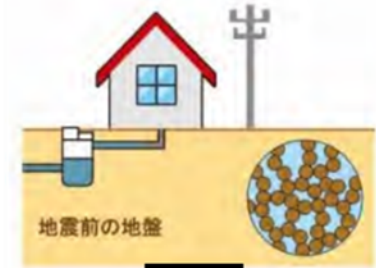
■共同化の事業費の算出方法

○総事業費＝土地面積（m²）×300%（容積率）×30万円/m²
（国土交通省「市街地整備の事例集」のうち片町A地区（金沢市）を参考とした）

液状化について



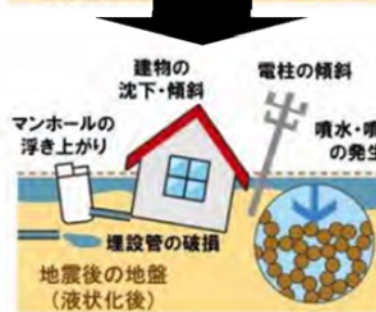
液状化はどうやって起こるの？



土の粒子が互いに支えあい、その間を水が満たして、地盤を支えています。



地震によって、土の粒子の結合がなくなり、水に浮いた状態となります。



土の粒子は水と分離し、地盤の沈下や亀裂が発生します。

液状化が発生しやすい条件

- ①地下水位が高い
- ②砂地盤（特に砂の粒形が均一である）
- ③震度5強程度以上

■令和6年能登半島地震液状化被害の分布と特徴
国立研究開発法人防災科学技術研究所マルチハザードリスク評価研究部門 先名重樹
令和5年度第4回災害レジリエンス共創研究会（令和6年3月5日）

液状化による被害の状況

液状化が起きることで地盤が液体のようにドロドロになり、建物や構造物・塀等が沈んだり傾いたりします。また、マンホールや埋設管（水道管・下水道管等）が浮き上がったりします。



①石川県



②富山県



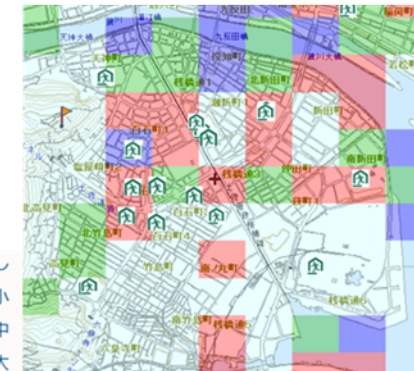
①② ■令和6年能登半島地震における被害と対応 国土交通省 令和6年6月

液状化可能性予測図

県が公表している「液状化可能性予測図」では液状化が起こる可能性がある地域を示しています。

※液状化可能性予測は、必ず液状化が発生するしないを断定したものではありません。

- 液状化の可能性なし
- 液状化の可能性が小
- 液状化の可能性が中
- 液状化の可能性が大



■高知県防災マップ「液状化可能性予測図」

液状化について

事前対策はできるの？

個人での対策

事前に対策を行う場合は、今住んでいる土地の土質を変えるか、支持杭を液状化しない支持層まで打ち込む必要があります。

ただし、民有地における対策は原則として所有者等の責任において行うものとされているため、いずれの対策も個人負担となります。

※自治体によっては地盤調査・液状化対策の工事への補助金を一部負担している事例があります。

①土質を変える

- ・地盤改良
- ・地下水低下工法

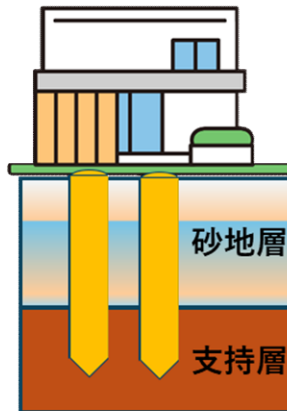


「土質」土の性質や特徴

「支持杭」建物や構造物を支えるために地面に打ち込む杭（くい）の一種

「支持層」建物や構造物の重さをしっかり支えることができる固い地盤の層

②支持層まで杭を打つ



液状化発生後の対策

個人での対策

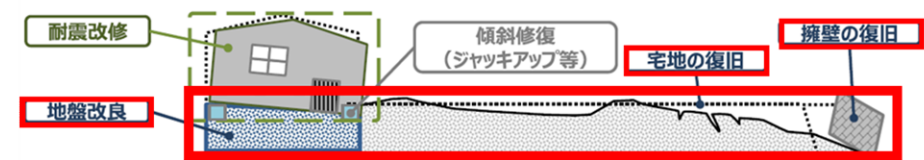
液状化対策事業支援

対象範囲（イメージ）引用元：石川県かほく市HP、石川県かほく市災害復興対策課 液状化対策に関する住民説明会資料より

復旧工事

地盤改良工事

傾斜修復工事



石川県かほく市
事例

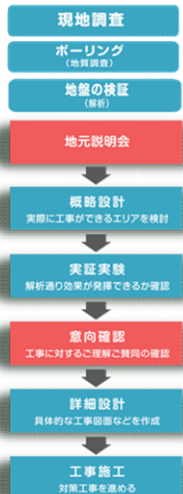
補助率：補助対象となる工事金額 から 50万円 を控除した額の 6分の5
工事金額限度額「1,200万円」（工事金額が左記以上の場合、補助金額は最大「958.3万円」）
※補助率は自治体によって異なります。

行政+住民での対策

街区単位の液状化対策

市街地液状化対策推進ガイドライン(令和元年6月、国土交通省都市局都市安全課)及び能登半島地震による液状化対策に関する新潟市パンフレットより)

街区単位の液状化対策の手順



公道で囲まれた複数の宅地で形成される街区において、大地震が発生した際に液状化を起こりにくくするために、一体的に対策を行います。

※検討の結果、対策が実施できない場合もある。



事業の留意点

- 地区・街区の住民の合意が必要です。
- 地盤調査等の結果や検討工法によっては事業が実施できない場合があります。
- 事業実施及び工法によっては維持管理費用に関する費用負担が生じます。

街区単位の主な対策工法



地下水位低下工法

地下水位を下げることで液状化の発生を抑制します。



格子状地中壁工法

地下にコンクリートの壁を作ること、砂粒がばらばらに動かないようにし、液状化の発生を抑制します。

宅地液状化防止事業

(国土交通省HPより)

宅地と一体的に行われる道路等の公共施設の液状化対策事業に要する費用の一部を補助します。

事業主体：地方公共団体、宅地所有者等（間接補助）

国費率：1/4、1/2（熊本地震、北海道胆振東部地震又は能登半島地震により、被害を受けた宅地の復旧）

交付対象：宅地と一体的に行われる公共施設の液状化防止工事に要する設計費用及び工事費

市街地再開発事業について



市街地再開発事業ってなに？

- 市街地再開発事業は、「老朽化した低層建築物が密集し生活環境などが悪化した地区において、敷地を共同で利用して中高層の建築物に建て替え、併せて広場・公園などのオープンスペースの確保や道路など公共施設の整備を一体的に行うことにより、快適で安全なまちに再生すること」を目的としています。

再開発前

密集し老朽化した建物

狭い歩道

再開発後

建物の共同化

街路の整備

オープンスペースの整備

■神戸の再開発 震災復興市街地再開発事業 神戸市HP



地区全体写真



再開発後のまちの状況

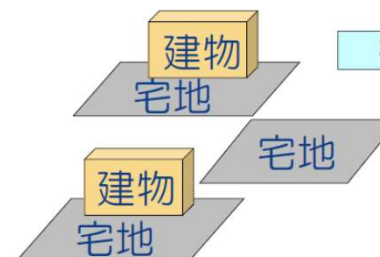
■「神戸市の市街地再開発事業等パンフレット」



市街地再開発事業の仕組みは？

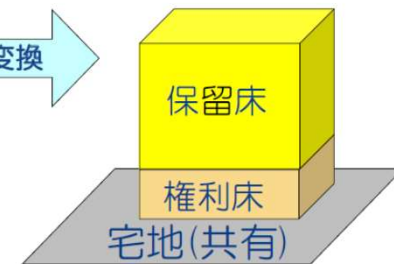
- 地区内の土地・建物について以前からある権利が建築した新しいビルに移し替えられます。この仕組みのことを「権利変換」といい、事業以前から地区内に権利を持つ人が、事業後に新しいビルの中に取得する床のことを「権利床」といいます。
- 新しいビルを建築するためには資金が必要ですが、市街地再開発事業では新しいビルの床の一部を売却することによって、その資金を生み出します。この売却する床のことを「保留床」といい、「保留床」を売却することによって得た「保留床処分金」等によって事業費をまかなっています。

<事業前>



権利変換

<事業後>



■市街地再開発事業の概要（民間施行）東京都都市整備局HP

市街地再開発事業について

市街地再開事業について 阪神・淡路大震災における市街地再開事業の事例（新長田南地区）

事業によるまちの変化状況（新長田南地区）

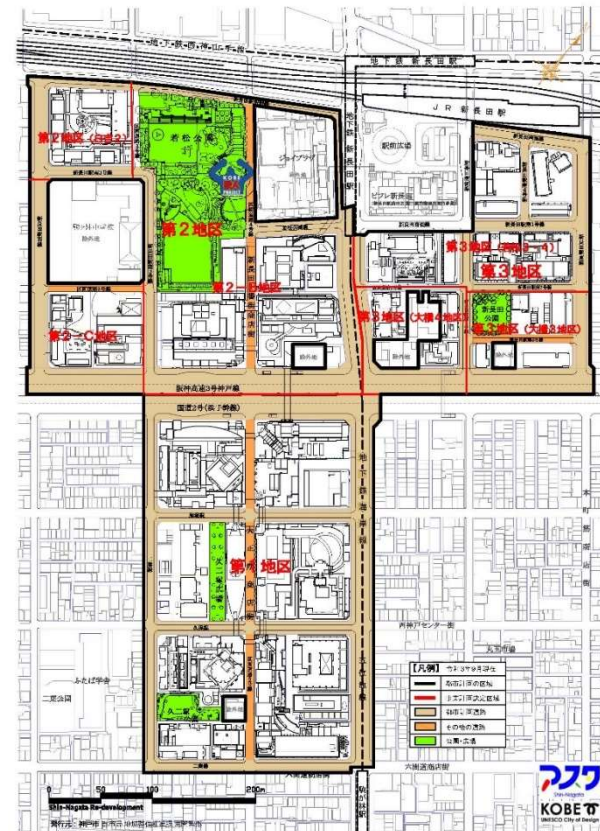
（阪神・淡路大震災における活用について）

- ・国において阪神大震災における市街地の被害の甚大さを踏まえ、阪神・淡路大震災に伴う緊急立法の一つとして、基本的な特例措置を盛りこんだ災害時の都市計画制度ともいえるべき、「被災市街地復興特別措置法」を制定。この中で、大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地について緊急に復興を図るために市街地の整備改善を推進する「被災市街地復興推進地域」制度が新しく都市計画制度として創設されました。これを受けて、震災から2ヶ月後の平成7年3月17日、「六甲道駅南地区」および「新長田駅南地区」の2地区を、被災市街地復興推進地域の指定とあわせて都市計画決定し、震災復興市街地再開事業として推進しています。



■神戸の再開 震災復興市街地再開事業 神戸市HP

事業概要（新長田南地区）



新長田駅南地区の再開の事業概要

面積	19.9ヘクタール
事業年度	1994～2024年度
事業主体	神戸市
事業費	約2,277億円
従前人口	約4,500人
従前権利者数（生活者）	1,596人
住宅供給数	2,845戸

建築制限(災害危険区域の指定)及び支援について

災害危険区域の指定による建築制限の目的

- ・災害危険区域とは、津波や高潮、出水(洪水)などの自然災害による**危険性が高い場所に指定されるもので、大規模災害が起きた被災地等において、区域内の建築物を制限や禁止することで災害による被害を予防**することを目的としています。(自治体ごとに特性に応じて内容が定められます。東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県宮古市の条例事例について右図参照)
- ・災害危険区域は、建築基準法第39条の規定に基づき、**地方公共団体が、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる制度です。**
- ・制限がかかる区域内に現存する建物等が、安全な区域に移転する場合に、公共による支援制度があります。

災害危険区域等にある既存不適格等の住宅等の移転や改修への支援制度

・がけ地近接等危険住宅移転事業

災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転等に対して支援します。
東日本大震災の復興に関する宮古市事例について下表参照。

■がけ地近接等危険住宅移転事業による移転の支援の内容(宮古市)

○がけ地近接等危険住宅移転事業について

- ・対象となる建物:津波災害危険区域内にある住宅(宮古市災害危険区域に関する条例第3条第1項の規定により、津波災害のおそれがあるとして建築基準法に基づき市が条例で指定した区域)

補助金の額【令和4年現在】

補助金の額の詳細

対象	1戸当たりの補助限度額
3 津波災害危険区域内にある住宅	・危険住宅の除却費 建物の延べ面積×単価(単価は毎年度改訂) ・動産移転費など 97万5千円 ・建物助成費 421万円(建物325万円、土地96万円)

※国土交通省HP及び宮古市HPを参考に編集・加工

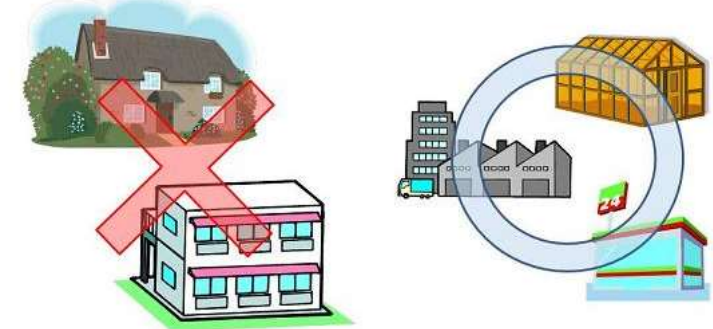
■災害危険区域における建築制限の事例

(自治体ごとに特性に応じて内容が定められます。東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県宮古市の事例です。)

○制限の対象となる建物【宮古市事例】

住宅等(住宅、アパート、マンション、併用住宅および住居の用に供する建物)が制限の対象となります。

事務所、作業小屋、工場、倉庫、店舗などは、制限の対象とはなりません。



○想定される浸水深に応じた建築制限の内容事例【宮古市事例】

・想定浸水深2m以上

・浸水深2m以上(下記の2種は1m～2m未満, 3種は1m未満)



※宮古市HPを参考に編集

建築制限(災害危険区域の指定)及び支援について

災害危険区域条例事例(宮古市)

宮古市条例第26号 宮古市災害危険区域に関する条例

(趣旨)
第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第39条の規定に基づく災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 予想浸水深 東日本大震災復興まちづくりに係る事業の完成後に、平成23年3月11日に発生した津波と同じ規模のものが発生した場合に予想される浸水の深さ
(2) 第1種区域 予想浸水深が2メートル以上の地点を含む地形地物により区画された区域
(3) 第2種区域 予想浸水深が1メートル以上2メートル未満の地点を含む地形地物により区画された区域
(4) 第3種区域 予想浸水深が1メートル未満の地点を含む地形地物により区画された区域であって第1種区域又は第2種区域に隣接する区域
(5) 住宅等 住宅、寄宿舎、長屋、共同住宅等住居の用に供する建築物

(災害危険区域の指定)
第3条 市長は、津波による危険の著しい区域を法第39条第1項の災害危険区域(以下「災害危険区域」という。)として指定する。

2 災害危険区域は、第1種区域、第2種区域及び第3種区域とする。

3 市長は、第1項の規定により災害危険区域を指定するときは、その旨を告示しなければならない。災害危険区域を変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(住宅等の建築の制限)
第4条 第1種区域においては、住宅等を建築してはならない。

2 第2種区域及び第3種区域においては、市長が別に定める住宅等の構造等の基準を満たす場合を除き、住宅等を建築してはならない。

3 市長は、前項の基準を定めるときは、その旨を告示しなければならない。当該基準を変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(適用除外)
第5条 前条第1項及び第2項の規定は、第3条第1項の規定による災害危険区域の指定の際現に当該災害危険区域に存する住宅等を増築し、又は移転する場合については、適用しない。

(住宅等が区域の内外にわたる場合の措置)
第6条 住宅等が災害危険区域の内外にわたる場合においては、当該住宅等の全部について災害危険区域内にあるものとみなして、第4条第1項及び第2項の規定を適用する。

2 住宅等が異なる種別の災害危険区域にわたる場合においては、当該住宅等の全部について、当該異なる種別の災害危険区域のうち最も予想浸水深が深い災害危険区域にのみあるものとみなして、第4条第1項及び第2項の規定を適用する。

(学校等の建築の制限)
第7条 次の用途に供する建築物を建築しようとする者は、第4条第1項及び第2項の規定の趣旨を尊重するよう努めなければならない。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校
(2) 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所
(3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する社会福祉事業を行う施設

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

宮古市告示第190号

宮古市災害危険区域に関する条例(平成24年宮古市条例第26号)第4条第2項の住宅等の構造等の基準を次のように定める。

平成24年11月20日

宮古市長 山本 正徳

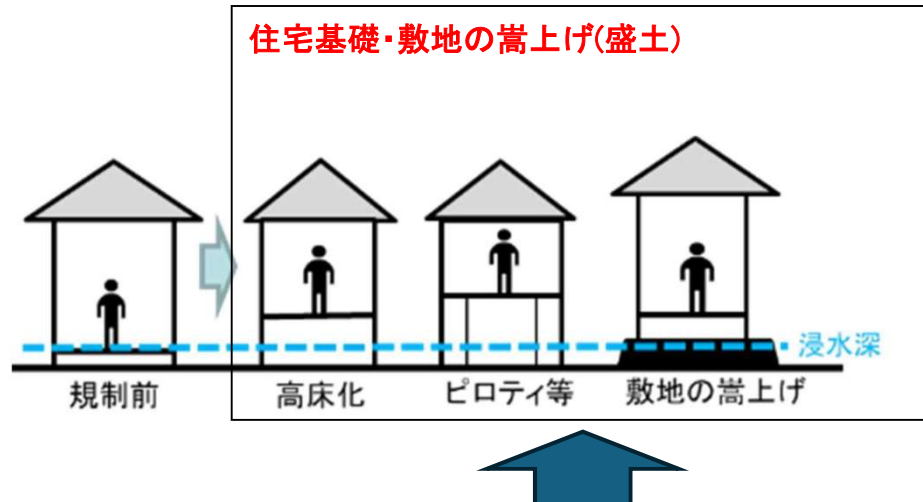


宮古市災害危険区域に関する条例第4条第2項の住宅等の構造等の基準は、次のとおりとし、そのいずれかを満たせば足りるものとする。

- (1) 住宅等の主要構造部(屋根及び階段を除く。)が鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造又は鉄骨造のものであって、当該住宅等の1階以下の階に居室を設けないものであること。
- (2) 住宅等の敷地が面する道路のうち、高さが最も低い道路の中心線から当該住宅等の基礎の上端までの高さが第2種区域にあつては1.5メートル以上、第3種区域にあつては0.5メートル以上であること。

現地再建方策(想定浸水深が2m未満の場合)及び支援事例について

■現地再建方策のイメージ



住宅等の再建に際しての支援の実施

※支援の対象となる区域を定める。

- ・補助対象・期間を限定して設定(仙台市事例)
- ・災害危険区域指定において想定浸水深2m未満に関する建築制限区域を定める(建築可能な用途、構造を定める→宮古市の災害危険区域における第2,3種区域の制限参照)

※支援内容の事例は右に示す仙台市事例参照

■現地再建(盛土や基礎の嵩上げ等)に関する支援事例(仙台市)

仙台市では東日本大震災からの復興に際し、市が指定する補助対象区域(災害危険区域外※)について、現地での戸建て住宅の再建のための盛土や住宅基礎の嵩上げ等に対して、支援が実施されました。

※仙台市では、(東日本大震災の復興において)予測される浸水深2mを超える区域は災害危険区域として住宅等は建築禁止、移転に際して別途支援が実施されています。

仙台市津波被災地防災対策に関する補助金交付事業(概要)

平成23年3月11日時点において、移転対象地区(災害危険区域)外の様々な津波防災施設整備後も浸水が予想される地域に居住していた方が、現地での戸建て住宅再建のために、盛土、または住宅の基礎のかさ上げ等の津波被災地防災対策工事を実施する場合に、工事費用の一部を助成します。(なお、被災後から平成24年9月30日までの間に事業に着手したもののについては、さかのぼって補助対象とします。)

補助対象区域



対象者

被災時に補助対象区域内に存在していた戸建て住宅もしくはその住宅の敷地を所有していた方(法人を除く)、またはその親族

補助対象事業

項目	補助対象工事
基礎かさ上げ工事	既存の戸建て住宅の基礎を地盤面より0.5m以上の高さまでかさ上げる工事
高基礎工事	戸建て住宅の新築、増改築等に伴い、地盤面より0.5m以上の高さの基礎を設ける工事
盛土工事	戸建て住宅の新築、増改築等に伴い、戸建て住宅の敷地を0.5m以上盛土する工事及びこれに付随する擁壁工事(建築用コンクリートブロックは対象外)

【ご注意】

- 申込みには、以下のことが条件となります。
 - ・市税を滞納していないこと
 - ・平成23年3月11日以降に公営住宅に居住していたことがないこと(応急仮設住宅除く)
 - ・当該住宅またはその敷地の補助対象工事の施工箇所に対して、過去に補助金の交付を受けていないこと
 - ・当該住宅に居住していた方が、「仙台市津波被災地移転住宅再建に関する補助金」の交付を受けていないこと
- 平成24年3月31日までに工事完了するものが対象となります。
- 基礎のかさ上げ部分を居室として利用する場合は、補助対象外となります。
- 被災前に工事契約等を行っていたものは補助対象外です。

補助金の額

工事に係る数量に、下記の補助基本額を掛けた額の合計とし、460万円を限度額とします。

●「基礎かさ上げ工事」・「高基礎工事」の場合

基礎高さ	50cm _± ～75cm _±	75cm _± ～100cm _±	100cm _± ～150cm _±	150cm _± ～
1階床面積1㎡当り補助基本額	2,100円	4,900円	7,600円	12,600円

●「盛土工事」の場合

盛土高さまたは擁壁高さ	50cm _± ～100cm _±	100cm _± ～150cm _±	150cm _± ～
盛土面積1㎡当り補助基本額	1,900円	3,800円	5,700円
擁壁1㎡当り補助基本額	26,300円	38,400円	50,600円

担当: 仙台市 復興事業局 復興まちづくり部 事業調整課 (相談・申請窓口の詳細な場所などは裏面へ)

※対策イメージについて水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン(令和3年5月、国土交通省 都市局 水管理・国土保全局 住宅局)

※仙台市HP

復興土地区画整理事業について



土地区画整理事業ってなに？

- ・土地区画整理事業は、道路・公園などの公共施設の整備・改善と宅地の利用増進を図り、安全で快適なまちを実現するための事業です。



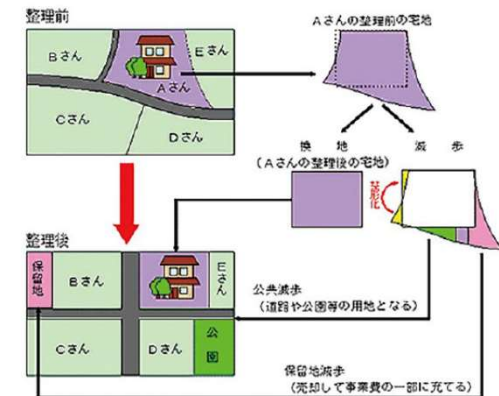
- ・津波等により甚大な被害を受けた地区では、土地区画整理事業等の面的な整備を行い、新たなまちづくりを目指すことが想定されます。



土地区画整理事業の仕組みは？

- ・土地所有者から少しずつ土地を提供してもらい(減歩)、道路・公園などの公共用地に充当することや、整備された街区に宅地が再配置される(換地)という特徴があります。

土地区画整理事業の仕組み(減歩・換地)



東日本大震災における土地区画整理事業(65地区)の実施状況
(東日本大震災からの復興の状況に関する報告 令和6年12月 復興庁)

復興土地区画整理事業のイメージ



津波や地震による揺れのため家屋の多くが倒壊



被害を受けたみんなで街の復興を考える



道路が広がって安全な生活ができる

もしもの時に備えた防災公園を整備

市川市震災復興マニュアル資料を活用させていただき加工

復興土地区画整理事業について

復興土地区画整理事業事例

事業によるまちの変化状況

震災直後



森南

施行後



森南線 幅員11m



森南



再建された建物(全周化毛)の状況



六甲道駅北



六甲町線 幅員17m

■神戸国際港都建設事業震災復興土地区画整理事業 協働と参画のまちづくりパンフレット 神戸市HP

事業の実施前後の状況(新長田駅北地区)

・阪神淡路大震災の全壊・全焼が著しかった地区や、東日本大震災で津波による壊滅的な被害を受けた地区等で実施されてきました。

■震災前
平成6年5月



■震災後
平成7年5月



■復興土地区画整理事業 計画図



■地区諸元と事業計画の概要

新長田駅北地区	
地区面積	59.6ha
震災前 状況	人口: 世帯数 7,587人/3,267世帯
被災 状況	建物棟数 2,217棟 全壊数 1,580棟 半壊数 200棟 被災率 80%
事業計画決定	平成8年7月9日(42.6ha)平成9年3月3日(17ha追加)
減歩率	9% (新長田北エリア)
総事業費	約1,034億円

復興に向けたスケジュール～復興の道すじのイメージ



復興に向けたスケジュール～復興の道すじのイメージ

①復興計画の期間

復興パターンに示されたまちづくりの実現に向けたスケジュールを設定します。おおむね発災後の1年間は、復興まちづくり計画の策定を想定し、1年後から事業に関する調査や調整を実施(1～2年)、その後に事業着手、住宅建設等が進むと想定します。

高知市事前復興まちづくり計画復興基本方針では、発災から約1か月の応急復旧を「応急対策期」とし、約1か月から約8年間の復興を「復旧・復興期」としており、発災後8年間を目途としてハード整備を含めて完了を目指します。

